

第三期土浦市生活排水対策推進計画（後期計画）（案）のパブリック・コメントの実施結果について

1 実施結果

募集期間	令和5年12月6日（水）～令和5年12月27日（水）
募集方法	・第三期土浦市生活排水対策推進計画（後期計画）（案）を市のホームページに掲載したほか、環境保全課、情報公開室、各支所・出張所、各地区公民館に設置し、郵送、ファックス、電子メール、電子フォーム、持参のいずれかにより募集を行いました。
意見提出者数	1 人
意見件数	19 件
市ホームページ閲覧数	78 件

2 提出された意見とその意見に対する考え方

No.	頁番号	意見の内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
1	5	3-1 国及び県における対策 3-1-1 国の動向において、「特定既存単独浄化槽に対する措置の創設」が表明された後に、土浦市として新たに計画・実施したアクションはあるのでしょうか。	特定既存単独浄化槽の指導に限らず、浄化槽法の主な指導権限は茨城県が有していることから、P47 表6-10 浄化槽法11条検査受検率向上の方策にお示しのとおり、茨城県が主体となり、同法の指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会、本市の三者で連携し、文書指導等を行っております。今後につきましても、茨城県や（公社）茨城県水質保全協会と連携しながら取組を行ってまいります。
2	18 19	3-2 本市における対策 3-2-2 生活排水処理施設の整備状況 (3)浄化槽において、単独処理浄化槽、汲み取り便槽利用者建造物の増築・改築申請に対し、高度処理型浄化槽への転換を条件として認可するシステムはあるのでしょうか。	単独処理浄化槽、汲み取り便槽利用者建造物に対して建築基準法第6条に基づく増改築の建築確認申請がなされた際に、建造物から生活排水が排出される場合には、土浦市建築基準条例第54条に基づき、茨城県霞ヶ浦水質保全条例第21条の6第1項第3号に規定する窒素又はりんを除去する性能を有する合併処理浄化槽を設置しなければならないとされていま

No.	頁番号	意見の内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
			<p>す。</p> <p>さらに、建築確認申請の規模要件未満の増改築においても本規定は適用されます。</p> <p>なお、公共下水道や農業集落排水処理施設へ接続可能な場合には、これらに接続しなければならないとされています。</p>
3	18 19	<p>3-2 本市における対策 3-2-2 生活排水処理施設の整備状況(3)浄化槽において、公共施設、街頭などでの浄化槽転換のリーフレットを配布するキャンペーンは、ほとんど効果がないと思います。</p> <p>また、自宅の浄化槽種別を認識している人たちが少ないと思われるため、積極的な戸別啓蒙を進めてください。</p> <p>浄化槽法 11 条検査も同様と考えます。</p>	<p>P66 に、本計画策定のためのアンケート結果のうち、自宅の汚水の処理形態の認知度についてお示ししており、そもそもの自宅トイレ排水の処理方法が「分からない」という回答者が 4.9%、浄化槽利用者の中で「種類が分からない」という利用者が 1.8%となっており、生活排水の処理形態について、より一層の理解促進が必要であることから、ご意見を踏まえまして、戸別訪問も含め効果的な広報啓発活動を検討してまいります。</p>
4	23	<p>3-2 本市における対策 3-2-3 啓発活動の推進状況 (1) これまでの啓発活動等の状況では、市民アンケートの結果として「今後も幅広い世代を対象に社会情勢を踏まえた啓発活動を行う必要があります。」としています。後期計画に新しい啓蒙計画は記載されているのでしょうか。</p>	<p>後期計画において新たに追加した取組としまして、P55 表 7-5 水環境教育・学習に、子育て支援と連携した情報発信や市公式 SNS アカウントを活用した情報発信について検討する旨を記載しております。</p> <p>また、計画期間中におきましても、SDGs の取組、世界湖沼会議における「いばらき霞ヶ浦宣言 2018」や「サテライトつちうら」での取組の成果など、最新の水環境問題の潮流等を踏まえつつ、市民団体等の実践活動や市民科学の知見を取り入れながら、逐次見直しを図っていくこととしております。</p>
5	25	<p>3-2 本市における対策 3-2-3 啓発活動の推進状況(2)廃食用油回収事業について、大手販売店（量販店）からの食用油販売量のデータが入手できれば、概略の廃食用油回収比率が概算できます。</p>	<p>家庭へ供給された後の食用油の流れとしましては、食料として摂取されるほか、揚げ物の調理後にまとまった量が食品廃棄物になることや食器に付着した食用油が洗い物の際に生活排水雑排水として流出することが考えられますが、市内の</p>

No.	頁番号	意見の内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
		<p>このようなデータを掴むことにより啓発活動の力の入れ方や啓発方法の工夫が生まれると思います。</p> <p>ネックとなる部分を解決しながら実施してはいかがでしょうか。</p>	<p>回収可能な廃食用油の賦存量を推計することは困難です。</p> <p>しかしながら、定量的なデータに基づき取組方法を検討していくことは大切な視点ですので、政府統計や業界団体の資料から食用油の供給状況などの市場動向を把握し、取組の在り方を検討してまいります。</p>
6	25	<p>3-2 本市における対策 3-2-3 啓発活動の推進状況 (2) 廃食用油回収事業について、図3-3では町内回収が減少傾向であることが示されています。</p> <p>町内回収は拠点回収に比べ、日時的制限があることや廃食用油の原液を回収することとなっており、廃棄に手間がかかります。</p> <p>拠点回収のように空きペットボトルによる回収にすれば町内回収量も増加すると考えられますが、いかがでしょうか。</p>	<p>P25にお示しのとおり、回収した廃食用油は、町内回収分は家畜の飼料に、拠点回収分はバイオディーゼル燃料(BDF)の原料としており、回収方法も異なる状況です。回収方法については、回収コストの兼ね合いもあることから、ご意見を踏まえまして、手軽に回収できる手法を検討してまいります。</p>
7	29	<p>4-2 水質汚濁の状況と課題 4-2-1 市内河川・水路の水質の状況と課題 図4-1 市内河川等の測定地点及び表4-5 都市下水路等の平均水質について、都市下水路等の測定結果の全体評価は、「全体として改善傾向にあります。」とありますが、まだまだ改善を要する地域もあります。</p> <p>測定地点に影響を及ぼしている地域はある程度把握できるはずですから、関係範囲を地図上に示すことにより、自分たちの住んでいる場所の状態が分かり、より強く関係市民に認識してもらうことができると思います。</p>	<p>公共下水道や農業集落排水処理施設が未整備の地域については、単独浄化槽や汲み取り利用者の未処理生活雑排水が道路側溝や都市下水路等を経て河川等に流入していると考えられますが、P35、P42にお示しのとおり、霞ヶ浦をはじめ河川等の水質は、生活排水以外の影響も多分にあります。</p> <p>ご意見にあります都市下水路等につきましても、生活排水のほか、工場排水、農業排水なども流入しますが、実情としまして、その測定地点ごとに水質の影響要因を捉えきれていないことから、ご意見にあります水質に影響を及ぼしている範囲をお示しすることは困難です。</p> <p>しかしながら、身近な河川や水路等の水質について関心を持っていただくことは重要であるため、P4 図2-1に市内河川流域区分図を、P33 図4-3に都市下水路位置図をお示し</p>

No.	頁番号	意見の内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
			<p>しているところではありますが、今後は、市民の方がより分かりやすい「見える化」の手法について検討してまいります。</p>
8	34	<p>4-2 水質汚濁の状況と課題 4-2-2 霞ヶ浦の水質の状況と課題において、「少しの水質改善はあるものの市民の霞ヶ浦イメージでは『霞ヶ浦は汚い』というイメージから脱却していない」とあります。</p> <p>確かに水質の改善は見た目で感じ取ることは難しく、アオコ発生や水辺に浮かんでいるごみでイメージが悪くなります。</p> <p>湖畔でのごみ拾いキャンペーンの参加で感じるのですが、釣り等で発生するごみよりも家庭ごみや農業用資材が圧倒的に多く収集されます。</p> <p>これらの家庭・農業ごみは、湖畔からダイレクトに廃棄されるのではなく、霞ヶ浦湖畔から離れたところで発生したごみが河川を通じて流れ込んできたものと考えられます。</p> <p>そこで、主要河川に霞ヶ浦に流入するごみを捕獲する装置を設置することで、湖畔のごみはかなり少なくなると思います。</p> <p>これは土浦市だけで動ける話ではないと思いますので、機会を見つけて積極的に国や県に働きかけをお願いします。</p>	<p>河川や湖沼、海における漂着ごみの問題は世界的な課題であり、ご指摘のとおり、霞ヶ浦におきましても景観悪化等の水辺の環境に影響を及ぼしております。</p> <p>漂着ごみは広域的な問題であることから、本市では、霞ヶ浦問題協議会をはじめとする関係機関や市民団体等と連携し、霞ヶ浦湖畔をはじめとする水辺の清掃活動を行っているところではありますが、ご意見を踏まえ、幅広い視点で今後の取組を検討してまいります。</p>
9	45	<p>6-2 生活排水処理施設 6-2-1 公共下水道の表6-2 公共下水道整備計画において、水洗化率の後期計画で目標値が基準年度に比べ0.3%の改善しか見込まれていません。9年間啓発活動を行わなくても、これ位の数値変動は生じるのではないのでしょうか。</p> <p>9年後に理想とする水洗化率を定め、その効果を生み出せ</p>	<p>公共下水道の水洗化率は、公共下水道を整備した区域内の人口に対して実際に公共下水道に接続して水洗化した人口の割合を指しますが、その値は、整備後に実際に下水道に接続するまでの時間差や整備区域内の人口変動等の影響を受けることから、本計画では、P60 表8-1 本計画の数値目標にお示ししているとおり、処理形態別利用率として目標管理するこ</p>

No.	頁番号	意見の内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
		<p>るだけの啓発内容を計画すべきと考えます。</p>	<p>ととし、R13年度の全人口に対する公共下水道利用者割合の目標値は88.4%とR4年度実績値の83.1%から5.3%増を目指しております。</p> <p>そのようなことから、処理形態別利用率向上の取組として、広報啓発活動や戸別訪問等を行ってまいります。</p>
10	45	<p>6-2 生活排水処理施設 6-2-1 公共下水道の表6-2 公共下水道整備計画から、公共下水道を利用していない方々を4人/世帯とした場合、公共下水道整備済地域で約1,800世帯が浄化槽または汲み取り便槽を利用している計算になります。</p> <p>20件/年の戸別訪問で水洗化率向上の効果が見込めるのでしょうか。</p>	<p>公共下水道の整備が完了した地域につきましては、その効果を発揮すべく水洗化率100%を目指し、戸別訪問のほか、広報啓発活動を粘り強く行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
11	45	<p>6-2 生活排水処理施設 6-2-1 公共下水道について、従来から水洗化促進のための戸別訪問は実施されていると思いますが、最近の訪問実施件数及び訪問後公共下水道に接続した件数はどの程度でしょうか。</p> <p>また、戸別訪問の効果は出ていたのでしょうか。</p>	<p>令和5年4月から12月末までの訪問件数は113件で、うち78件は茨城県と合同訪問を実施しました。</p> <p>また、訪問後6世帯が公共下水道に接続しました。</p>
12	45	<p>6-2 生活排水処理施設 6-2-1 公共下水道について、従来からの戸別訪問の実績として訪問効果が見られない場合、公共下水道へ接続できない理由を訪問先に確認されているのでしょうか。</p> <p>確認されているのであれば、接続できない理由はどのようなものなのでしょうか。</p> <p>また、実施の妨げとなっている内容に関し、それをカバーできるような補助・啓蒙等の計画が本計画に盛り込まれているのでしょうか。</p>	<p>戸別訪問後の接続実績については、令和5年度12月末時点で6件であり、接続いただけない主な理由は、工事費の負担が大きいことや浄化槽が使用できる状態であることです。</p> <p>なお、P66に、本計画策定のためのアンケート結果のうち、公共下水道等の整備区域内における未接続者の意識をお示ししております。その結果としまして、下水道等への接続工事などの費用負担に関する回答が43.7%、接続の意思に関する回答が37.6%であったことから、P45表6-3水洗化促進の方策やP46表6-5水洗化促進の方策に示す取組について、接続補助制度の原資である茨城県の森林湖沼環境税の動向を</p>

No.	頁番号	意見の内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
			注視しながら、より一層、接続補助制度や公共下水道等の水質保全への寄与についてPRしてまいります。
13	46	6-2 生活排水処理施設 6-2-1 公共下水道の表6-3 水洗化促進の方策について、未接続世帯の中で拡充補助対象になる世帯はどの程度あるのでしょうか。	拡充補助の対象となる世帯数は、個人情報の取り扱いの関係により把握しておりませんが、これまでの実績から、令和6年度の年間接続補助件数は70件、そのうち50件を拡充補助として見込んでおります。
14	46	6-2 生活排水処理施設 6-2-1 公共下水道の表6-3 水洗化促進の方策について、全額補助なのに接続を実施されない理由は何なのか把握されているのでしょうか。	接続補助額は最大35万円であり、接続補助額に限度があることから、必ずしも工事費すべてを賄えないためと考えられます。
15	46	未接続の集合住宅オーナーに対する案内・指導対応はどのようになされているのでしょうか。 戸別住宅と啓蒙方法は違うのでしょうか。	集合住宅については、所有者へ接続補助の案内文を送付しています。
16	46	6-2 生活排水処理施設 6-2-3 高度処理型浄化槽の表6-6 浄化槽整備計画から表6-10 浄化槽法11条検査受検率向上の方策の内容は、公共下水道認可区域以外及び農業集落排水処理施設整備計画区域外を対象とした資料と読み取れますが、公共下水道利用可能区域における表6-6 浄化槽整備計画、表6-9 浄化槽法11条検査受検率の資料はないのでしょうか。	P46 表6-6 浄化槽整備計画、表6-9 浄化槽法11条検査受検率ともに、市内全域の値をお示ししており、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備区域内と区別しておりません。
17	46	6-2 生活排水処理施設 6-2-3 高度処理型浄化槽では、浄化槽法11条検査について記載されていますが、水洗化適用地域内の浄化槽に対してはこの記載がありません。この地域では11条検査は適用外なのでしょうか。 さらに、11条検査が適用であっても検査のフォローは行っていないのでしょうか。	浄化槽法では、浄化槽管理の一環として、浄化槽管理者に対して設置状況や機能を客観的に把握することを求めている、同法11条では、浄化槽管理者は毎年1回指定検査機関に検査を依頼し、定期検査を行わなければならないとされています。 この規定は浄化槽を設置している者に対する義務付けであり、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備区域内に設置されている浄化槽に対しても受検義務が生じます。

No.	頁番号	意見の内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
			<p>受検率向上の取組として、P47 表6－10 浄化槽法11条検査受検率向上の方策にお示しのとおり、広報啓発活動を実施するとともに、同法の指導権限を有する茨城県や同法の指定検査機関である(公社)茨城県水質保全協会、本市の三者で連携し文書指導を行っております。</p>
18	47	<p>9年後の浄化槽法11条検査受験率を53%（現状38%）と低めに計画をした理由はなぜでしょうか。</p>	<p>本計画では、これまでの受検率の増加傾向を踏まえて目標値を設定しています。</p> <p>なお、受検率向上のためには、対象者に対する啓発・指導による受検者数の向上のほか、受検対象外の浄化槽（使用休止届や廃止届がなされていない浄化槽）を把握することが求められますので、今後につきましても、茨城県や(公社)茨城県水質保全協会と連携しながら取組を行ってまいります。</p>
19	50	<p>7-1 発生源対策の基本方針の表7-1 家庭における発生源対策には、家庭排水に悪影響を及ぼす発生源内容が記載されています。</p> <p>しかし、後期計画として何をポイントとして市民に啓蒙していくかの記載がありません。何か計画をされているのでしょうか。</p> <p>表7-1 家庭における発生源対策に示している発生源対策を基本として啓蒙活動をするならば、現実にマッチした内容に見直してはいかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食器の汚れは紙等で拭いてから洗う」 <p>可燃ごみ削減の中で敢えて紙ごみを増やす必要もなく、簡単に拭いて排水を汚さない効果が得られるものではないと思います。</p> <p>また、食後の汚れたゲル状液体を拭いた紙を台所のごみ箱</p>	<p>P38 表4-8 生活排水の処理形態別の排出負荷原単位(平成30年度～令和4年度平均)にお示しのとおり、生活排水の公共用水域への影響は、生活排水の処理形態により大きく異なります。</p> <p>そのため、市民の方におかれましては、P59 表7-6 生活排水対策推進のための役割分担にお示ししております、居住地域にあった適切な生活排水処理施設を使用・維持管理いただくことが最も重要なポイントです。</p> <p>また、生活雑排水が未処理で放流される単独浄化槽や汲み取りを利用されている市民の方におかれましては、公共下水道等の生活排水処理形態へ移行するまでの間、発生源対策として、P54 図7-3 生活排水対策啓発チラシの例にお示ししている取組等を行うことで、可能な限り公共用水域への排出負荷を削減いただくことが大切です。</p>

No.	頁番号	意見の内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
		<p>に捨てるのにもためらいが生じます。</p> <p>むしろ「食品の残りかすは生ごみとして分別処理を行う」程度の方が良いように思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「米のとぎ汁は庭木などに散水する」 <p>無洗米の利用が多くなりとぎ汁がなくなるとともに、集合住宅・マンションが増え散水する場所がなくなっています。この項目が必要かどうか検討した方がよいと思います。</p> <p>また、無洗米の積極的利用を働きかけてはいかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(廃食用油) 不要紙等で吸い取りごみとして出す。」 <p>多くの紙、容器等が可燃ごみとして排出される結果になるため「積極的に廃食用油回収を利用する」にしてはいかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(風呂の) 残り湯は洗濯等に使用する」 <p>風呂場での洗濯は少なくなり、また風呂の残り湯を利用できる洗濯機も少なくなる傾向にあります。</p> <p>この項目は不要ではないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生分解性の高い洗剤を使用する」 <p>現状ではまだ特殊な洗剤に属し、価格も高く一般的ではない様に思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(洗濯) 計量スプーン等で適量を使用し、使用量の削減を図る」 <p>粉せっけんの使用は極端に少なくなっている現状であり、液体洗剤の使用が増え「計量スプーン」と言われてもピンときません。「洗剤の使用は定められた適量で使用する」くらいにしてはいかがでしょうか。</p>	<p>本計画では、P60 表 8－1 本計画の数値目標に示す数値目標のうち、特に、排出負荷原単位の値が大きい単独処理浄化槽、汲み取り、合併処理浄化槽の利用率について、目標年度までに基準年度の構成割合に対し、50%以上の削減を目指しており、適切な生活排水処理形態への移行を推進するために、P53 表 7－4 今後実施する啓発活動や P55 表 7－5 水環境教育・学習にお示しする取組を行ってまいります。</p> <p>また、ご意見にあります発生源対策の取組例としましては、ライフスタイルの実態に即した取組例を検討してまいります。</p>

No.	頁番号	意見の内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
		<p>全体的に受け取り側がすぐに共感・納得してくれる項目や表現にした方が啓蒙の効果が良く表れると思います。</p> <p>「自分には関係ないよ」と思われないような項目にするように検討していくべきではないでしょうか。</p>	